

**静岡市産学交流センター
及び
静岡市清水産業・情報プラザ
指定管理者募集要項**

令和5年10月

静岡市経済局商工部
産業振興課

目 次

- 1 指定管理者制度の趣旨
- 2 施設の概要
- 3 指定管理業務の内容
- 4 指定期間
- 5 募集条件
- 6 欠格要件
- 7 申請に関する事項
- 8 審査及び選定に関する事項
- 9 協定等の締結
- 10 その他
- 11 問合せ先

◎質問票

1 指定管理者制度の趣旨

静岡市では、静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度による管理を導入しています。両施設の管理運営をしていただく指定管理者を公募により募集します。

2 施設の概要

(1) 静岡市産学交流センター

ア 名称 静岡市産学交流センター

イ 所在地 静岡市葵区御幸町3番地の21

ウ 施設内容

(ア) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階、地上21階、棟屋2階のうち6階、7階部分

延床面積 1861.02㎡

建築年月 平成16年7月

(イ) 各階概要及び面積等

部屋名等	位置	面積	室数
情報提供コーナー・ラウンジ	6階	204㎡	1室
受付・事務室	6階	61㎡	1室
専門相談員コーナー	6階	34㎡	1室
相談室	6階	6㎡	2室
プレゼンテーションルーム	6階	179㎡	1室
演習室4	6階	78㎡	1室
産学ミーティングルーム	6階	51㎡	1室
創業者育成室	6階	82㎡	1室
産業交流室	6階	42㎡	1室
事務室兼サーバー室	6階	36㎡	1室
ラウンジ	7階	151㎡	1室
受付	7階	43㎡	1室
事務室	7階	12㎡	1室
会議室1	7階	61㎡	1室
会議室2	7階	53㎡	1室
演習室1	7階	57㎡	1室
演習室2	7階	56㎡	1室
演習室3	7階	70㎡	1室
団体専用室	7階	23㎡	2室
講師控室	7階	37㎡	1室
資料室	7階	18㎡	1室

ショーケース	地下1階	10m ²	—
--------	------	------------------	---

(2) 静岡市清水産業・情報プラザ

ア 名称 静岡市清水産業・情報プラザ

イ 所在地 静岡市清水区相生町6番17号

ウ 施設内容

- (ア) 敷地・建物 鉄骨造 7階建
 ※4～5階は静岡商工会議所事務所のため指定管理業務の対象外
 敷地面積 1,608.42m²
 延床面積（静岡商工会議所分を除く。）
 3,159.37m²
 立体駐車場付き 52台
 建築年月 平成14年3月
- (イ) 情報機器 研修室パソコン 5台
 プロジェクター 3台
 インターネット体験コーナー 4台（無料）

(ウ) 施設面積

(m²)

階	施設用途	床面積	専有面積 (静岡市)
7階	創業者育成室(16室)、産学官交流サロン、 図書室・資料室、交流室	651.17	563.47
6階	創業者育成室(16室)、静岡市海洋産業ク ラスタ協議会事務室、プラザ管理事務室	651.17	563.47
5階	静岡商工会議所清水事務所	651.17	—
4階	静岡商工会議所清水事務所	651.17	—
3階	研修室1、研修室2、会議室1、会議室2	651.17	565.87
2階	パソコン体験コーナー、打合せ・相談コー ナー、情報機器室、静岡市システム管理課	632.46	545.04
1階	多目的ホール、警備室、設備機械室、 清水税務署管内青色申告会事務所、静岡市 まちは劇場推進課清水分室	637.43	375.46
合 計		4,525.74	2,613.31

専有面積と法定面積の合計

静岡市	3,159.37m ²	静岡商工会議所	1,366.37m ²
-----	------------------------	---------	------------------------

3 指定管理業務の内容（詳細は別紙「業務仕様書」のとおり）

(1) 静岡市産学交流センター

- ア 静岡市産学交流センター条例第2条に掲げる事業の実施に関する事。
 - (ア) 創業に関する相談、創業者間の交流の推進その他創業者に対する総合的支援
 - (イ) 次世代の産業を担う創業者が、大学等との連携による創業のための支援を受けられることができる場の提供
 - (ウ) 創業者及び中小企業と大学等との連携の推進
 - (エ) 異なる業種間の交流その他各種交流の促進
 - (オ) 製品、技術及び事業計画等の展示会及び発表会の開催
 - (カ) 経営に関する各種研修、講座及び講演会の開催
 - (キ) 経営に関する相談等総合的な経営支援
 - (ク) 産業及び大学等に関する情報の収集及び提供
 - (ケ) 大学等と企業、地域社会等の協力による地域産業に関わる課題の解決に向けた調査及び研究並びに人材育成
 - (コ) 大学等による高度で専門的な職業能力を有する人材の育成に関する支援
- イ 静岡市産学交流センターの施設の利用の許可に関する事。
- ウ 静岡市産学交流センターの維持管理に関する事。
- エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務。
- オ その他詳細は別紙仕様書のとおり。

(2) 静岡市清水産業・情報プラザ

- ア 静岡市清水産業・情報プラザ条例第2条に掲げる事業の実施に関する事。
 - (ア) 創業者の育成のための場の提供及び運営に関する事。
 - (イ) 創業に関する相談、創業者間の交流の推進その他創業者に対する支援に関する事。
 - (ウ) 企業と大学等との交流及び連携の推進に関する事。
 - (エ) 経営に関する各種研修、講座及び講演会の開催に関する事。
 - (オ) 経営に関する相談等総合的な経営支援に関する事。
 - (カ) 中小企業及び市民生活の情報化支援に関する事。
 - (キ) 産業及び市民生活における情報化に関する情報の収集及び提供に関する事。
 - (ク) 情報通信網に係る体験端末の提供に関する事。
 - (ケ) 講義、演習、会議等のための施設の提供に関する事。
 - (コ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。
- イ プラザの施設の利用の許可に関する事。
- ウ プラザの施設及び設備の維持管理に関する事。
- エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務。
- オ その他詳細は別紙仕様書のとおり。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 5年間

※この期間については、静岡市議会での議決により決定します。

5 募集条件

(1) 公募の条件

- ア 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- イ 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- ウ 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- エ 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- オ 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワークを有していること。
- カ 創業者の育成・支援、産学官連携、中小企業支援及び中小企業・市民生活の情報化支援等の業務を円滑に遂行できる人材及び人的ネットワークを有している法人等であること。
- キ 両施設の一体的な管理を円滑に遂行できる能力を有する法人等であること

(2) グループでの申請

- ア グループの代表者となる法人等を定めること。
- イ 代表以外の法人等は、当該グループの構成員として扱う。
- ウ 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできない。
- エ グループを構成する全ての法人等が静岡市内に事務所等活動の拠点をもつ法人等であること。

6 欠格要件

指定管理者に応募する時点において、法人等又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する場合は応募することができません。

また、複数団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当する場合は応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合には、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしているもの
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有するもの（団体、代表者等）

7 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には、次の書類を提出してください。

なお、グループの申請の場合は、代表者及び構成員それぞれについて次のエからクまでの書類を提出してください。

- ア 指定管理者指定申請書（静岡市産学交流センター条例施行規則様式第9号）
指定管理者指定申請書（静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則様式第9号）
- イ 事業計画書（静岡市産学交流センター条例施行規則様式第10号）
事業計画書（静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則様式第10号）
- ウ 事業計画に関する収支予算書（静岡市産学交流センター条例施行規則様式第11号）
事業計画に関する収支予算書（静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則様式第11号）
- エ 法人等の定款、寄付行為又はこれらに準ずる書類及び登記事項証明書
（法人以外の団体にあつては、会則、役員名簿等）
- オ 法人等の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- カ 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
- キ 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書
- ク 個人情報の保護について対策を講じているものを示す書類
- ケ 産学交流センター及び清水産業・情報プラザの管理に係る従事（予定者）等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等の書類
- コ 創業者の育成・支援等の実績が確認できる書類（契約書、協定書等）（実績がある場合のみ）
- サ グループの申請の場合は、グループの構成員を記載した書類、構成団体間の協定書等の写し
- シ 事業実績の一覧

※その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 申請方法

直接持参（原本（正本）1部、副本10部）

(3) 提出場所

静岡市 経済局 商工部 産業振興課
（静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階）

(4) 募集期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月5日（火）まで（必着）
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く

(5) 施設見学の開催

施設見学を希望する際には、11月10日（金）正午までに、団体名、参加予定者、見学希望日を「11 問合せ先」にご連絡ください。施設と日程調整した上で返答します。

※施設見学当日は施設内の案内のみ実施します。質問がある場合は、「(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等」のとおり、質問書を提出してください。

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

- ア 受付期間 令和5年10月26日（木）から令和5年11月15日（水）まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記入の上、直接持参又はFAX、メールにより受付期間内に産業振興課へ提出してください。
- ウ 回答日 令和5年11月20日（月）（予定）
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体にFAX又はメールで回答します。

(7) その他留意事項等

ア 不正があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取り扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとしします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとしします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

エ その他

- (ア) 申請後、提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を

除く)。

(イ) 提出された書類は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

(ウ) グループ申請の場合、代表者及び構成員の変更は認めません。

(エ) 申請書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

8 審査及び選定に関する事項

静岡市は、申請者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続によって選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、事業計画書、収支計画書等の書類の内容について、審査基準に照らして審査します。この際、プレゼンテーション等を申請者から行っていただく場合があります。プレゼンテーションを行う場合、会場、日程、方法等詳細については、後日連絡します。

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします（令和5年12月15日予定）。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、様式第18号のとおりとします。

なお、類似施設とは、中小企業やこれから創業しようとするものの事業活動を支援し、地域の産業振興を図ることを目的とした施設を指します。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者の候補者は、市議会（令和6年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることになります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- イ 指定管理者に指定する団体の名称
- ウ 指定期間

(5) 選定結果の公開

審査結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

9 協定等の締結

指定管理者の指定後(令和6年3月下旬予定)、指定管理料や業務の詳細を定めるため、静岡市と協定を締結します。

(1) 協定書に盛り込む主な事項

- ア 総括的事項
 - (ア) 業務の内容
 - (イ) 協定の期間
- イ 管理運營業務の履行に関する事項
 - (ア) 業務の委託等の禁止
 - (イ) 個人情報の保護に関する事項
- ウ 指定管理料に関する事項
 - (ア) 指定管理料の額
 - (イ) 指定管理料の支払方法
- エ 事業報告
 - (ア) 事業報告書の提出
 - (イ) 事業の検査
- オ 帳簿の保存について
- カ 今後避難所等に位置付けられた場合の取扱い及び災害発生時の状況による協力依頼
- キ 定めのない事項等の処理

(2) 協定ができない場合の措置等

指定管理者が協定締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況等の悪化により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損ない、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を静岡市ホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

静岡市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

ア 取消事由

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

(イ) 不可抗力等による場合

イ 損害賠償

指定取消等を行った場合、その結果として静岡市が被った損害の有無を確認するとともに、静岡市は当該指定管理者に対し、損害賠償請求を行うかどうかを検討することとします。

ウ 指定期間中に施設が廃止された場合の取り扱い

指定期間中に施設が廃止された場合には、期間中であっても指定が終了するものとして扱います。

(3) その他留意事項等

ア 指定管理者が静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの管理・運営に係る管理・運営規定・要綱等を設けるときは、あらかじめ静岡市と協議するものとします。

イ 募集要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合には、静岡市と協議し、その指示に従って処理するものとします。

ウ 静岡市清水産業・情報プラザ（4階及び5階の静岡商工会議所）は、津波避難ビルに指定されています。

11 問合せ先

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号

静岡市経済局商工部産業振興課（静岡市役所清水庁舎5階）

中小企業支援係 杉村、武馬、赤堀

TEL 054-354-2232

FAX 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

質 問 票

年 月 日

事 業 者 名			
E - m a i l			
電 話 番 号		F A X	

質 問 事 項
